明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一四）　一
〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一二三九～一二四二、一二四五、一二四六）　一八
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一二四三）　一八
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一二四四）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第百二十四号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第四条第一項及び第七条第三項の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

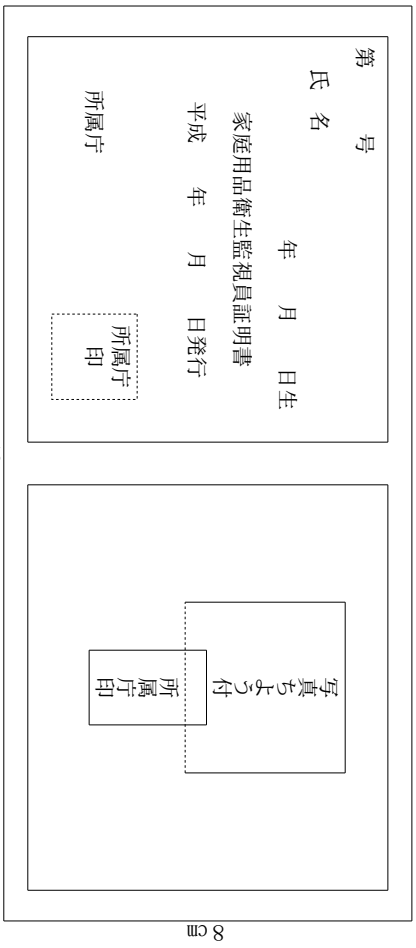
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二を次のように改める。

様式第２（第５条関係）

（表面）



（裏面）

この証明書を携帯する者は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律により立入検査、質問又は収去をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律抜すい

（立入検査等）

第７条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、必要な報告をさせ、又は食品衛生監視員、薬事監視員その他の厚生労働省令で定める職員のうちからあらかじめ指定する者に、当該事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験に必要な限度において当該家庭用品を収去させることができる。

２　前項の規定により指定された者は、家庭用品衛生監視員と称する。

３　第１項の規定により家庭用品衛生監視員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。